

加茂市不妊治療助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、不妊治療を受けている夫婦等の経済的負担の軽減を図るため、不妊治療に要する費用を助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 医療保険法 次に掲げる法律をいう。

ア 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）

イ 船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）

ウ 私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）

エ 国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）

オ 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）

カ 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）

(2) 夫婦等 法律上の婚姻をしていないが、事実上の婚姻関係にあるものを含む。

(助成対象者)

第3条 助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号の全てに該当する者とする。

(1) 助成金の交付の申請の日（以下「申請日」という。）において本市に住所を有している者

(2) 不妊治療を受けた日（以下「受療日」という。）において本市に住所を有している者

(3) 申請日又は受療日において婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合（以下「事実婚」という。）を含む。以下同じ。）をしている者

(4) 申請日において医療保険各法の規定による被保険者・加入者・組合員若しくは被扶養者である者

(5) 市税等の滞納がないこと

(6) 当該助成に係る不妊治療について、他自治体から助成を受けていないこと。

(助成対象治療)

第4条 助成の対象となる治療は、次に掲げるものとする。

(1) 不妊治療を目的として医師が必要と認めた検査

(2) 不妊治療を目的として医師が必要と認めた治療（先進医療その他の保険適用外の治療を含む）

(助成対象費用)

第5条 助成の対象となる費用は、助成対象治療に係る費用のうち助成対象者が負担する額とする。ただし、次に掲げる費用は助成の対象としない。

(1) 医療保険各法に規定する入院時食事療養費の保険給付を伴う場合の食事療養標準負担額

(2) 助成対象者が負担する額のうち、入院費、個室料、食事料、文書料、交通費、消費税等の不妊治療に直接関係のないものであると認められる費用

(3) 処方箋によらない医薬品等の費用

(助成金の額)

第6条 助成金の額は、助成対象経費の額に相当する額とし、夫婦それぞれに1年度につき70万円を上限とする。

2 前項に規定する年度は、次条の申請書を市長が受理した日の属する年度とする。

(助成金の申請)

第7条 助成を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、対象治療が終了した日から1年以内に、加茂市不妊治療費助成事業申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

- (1) 加茂市不妊治療費助成事業受診等証明書(様式第2号)
- (2) 保険医療機関発行の当該申請に係る領収書・診療明細書
- (3) 両人の戸籍の全部事項証明書又は戸籍謄本(事実婚の場合に限る)
- (4) 事実婚関係に関する申立書(様式第3号)(事実婚の場合に限る)
- (5) 助成金を支給する口座がわかる書類
- (6) 前各号に定める書類のほか、市長が必要と認める書類

(助成の決定)

第8条 市長は申請受理後、速やかにその内容を審査し、加茂市不妊治療費助成交付決定通知書(様式第4号)又は加茂市不妊治療費助成不交付決定通知書(様式第5号)により、申請者に通知する。

(返還)

第9条 市長は、偽りその他不正な手段により助成を受けた者があるときは、その者から助成した額の全部又は一部を返還させることができる。

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から実施し、適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施し、適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から実施し、適用する。
- 2 この要綱は、令和4年4月1日以後に実施された不妊検査及び不妊治療について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から実施し、適用する。
- 2 この要綱は、令和5年4月1日以後に実施された不妊検査及び不妊治療について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年12月1日から実施し、適用する。
- 2 この要綱は、令和6年4月1日以後に実施された不妊検査及び不妊治療について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から実施し、適用する。
- 2 この要綱は、令和7年4月1日以後に実施された不妊検査及び不妊治療について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から実施し、適用する。
- 2 この要綱は、令和8年4月1日以後に実施された不妊検査及び不妊治療について適用する。